

## 燃料電池自動車の貸出に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、静岡県が一時的に貸借する燃料電池自動車の貸出に関して必要な事項を定め、燃料電池自動車を県内市町、企業及び団体へ広く貸出することにより、燃料電池自動車の普及促進を図り、もって、水素エネルギーに関する理解及び利活用の推進に寄与することを目的とする。

### (貸出車両)

第2条 貸出対象の燃料電池自動車(以下「貸出車」という。)は、以下のとおりとする。

| 車台番号          | 車種               |
|---------------|------------------|
| JPD20-0002817 | トヨタ自動車 MIRAI (黒) |

### (貸出の目的)

第3条 貸出車の貸出は、次に掲げる要件に合致する事業である場合に行うものとする。

- (1) 燃料電池自動車の認知度を向上させ、かつ特性(クリーン、静粛性、外部給電機能等)を広くPRできる事業
- (2) 他地域においても実施が可能な汎用性を有している事業

### (貸出の制限)

第4条 貸出車の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し出さないことができる。

- (1) 使用目的が、宗教及び政治活動としているとき。
- (2) 静岡県暴力団排除条例(平成23年条例第25号)第2条第1号から第3号に規定するものが使用するとき。
- (3) その他知事が適当でないと認めるとき。

### (貸出期間)

第5条 貸出車の貸出を行う期間(以下「貸出期間」という。)は、最大1か月程度までとする。ただし、知事が特に必要と認めたときは、貸出期間を延長することができる。

### (貸出料)

第6条 貸出車に係る貸出料は、無償とする。ただし、燃料費は事業者(使用者)負担とする。

### (事業提案)

第7条 貸出車の貸出を受けようとする者(以下「事業者」という。)は、燃料電池自動車活用事業公募期間内に公募要項に掲げる書類(提案書等)を知事に提出し、確認、承認を受けなければならない。

### (事業承認)

第8条 知事は、前条に規定する貸出提案書を受理したときは、その内容を確認し、貸出を

適当と認めるときは、燃料電池自動車活用事業承認書により事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(事業承認の取消し)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業承認を取り消すことができる。

- (1) 運行上その他の事情で貸出車に支障が生じたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により、事業承認を受けたとき。
- (3) その他知事が貸出することを適当でないとしたとき。

(実績報告書の提出)

第10条 事業承認を受けた者(以下「被承認者」という。)は、貸出車返還日から30日以内に実績報告書(様式4)を燃料電池自動車の活用状況が分かる写真を添付の上、提出しなければならない。なお、添付した写真は電子データにおいても提出すること。

2 被承認者から県へ提出された実績報告書について、県は本事業における活用方法をPRするために、被承認者の承諾を得ずに使用することができる。

(目的外の使用等の禁止)

第11条 被承認者は、貸出車を転貸し、又は借り受けた目的以外に使用してはならない。

- 2 貸出車は、被承認者以外のものが運転してはならない。
- 3 被承認者は、運転前に運転者について次の各号に掲げる事項のほか、安全な運転に支障が無いことを確認しなければならない。
  - (1) 運転時に有効な普通運転免許証を携帯していること
  - (2) 体調不良ではないこと。また、車の運転の支障となる薬を服用していないこと
  - (3) 酒酔い又は酒気帯びの状態ではないこと

(事業内容の変更等)

第12条 被承認者は、第8条の承認を受けた内容に大幅な変更が生じたとき、又は貸出を中止しようとするときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(遵守事項)

第13条 被承認者は、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他関係法令を遵守し、安全運転に努めなければならない。

- 2 被承認者は、貸出車について、善良な管理者としての注意を持って保管、使用しなければならない。
- 3 被承認者は、運転前に道路運送車両法47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならない。

(返却)

第14条 被承認者は、貸出車の使用を終えたときは、当該貸出車の清掃を行い、指定された返却場所に返却し、貸出車の汚損状況等の確認を受けなければならない。

2 被承認者は、指定された水素ステーションにおいて、燃料電池自動車に燃料(水素)を満

充填した上で返却するものとする。なお、燃料費は被承認者の負担とする。

(事故等の報告)

第 15 条 被承認者は、貸出車の使用中に事故があった場合には、速やかに県及び静岡トヨタ自動車株式会社に連絡しなければならない。

- 2 被承認者は、前項に規定する事故に関し、貸出車の自賠責保険及び自動車任意保険の加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅滞なく静岡トヨタ自動車株式会社に提出しなければならない。
- 3 被承認者は、貸出車を損傷し、又は滅失した場合には、速やかに県に報告しなければならない。

(損害賠償等)

第 16 条 被承認者は、事故等により第三者に損害を与えた場合には、被害者に対する道義的責任を果たすとともに、契約自動車保険等の約款等に基づき、県、静岡トヨタ自動車株式会社及び契約自動車保険等の加入先と処理方法等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決するよう努めなければならない。

- 2 被承認者は、事故等により第三者に損害を与えた場合又は貸出車等を損傷し、若しくは滅失した場合において、契約自動車保険等で補填されない部分については、被承認者の責任において損害賠償し、又は原状復旧しなければならない。
- 3 被承認者は、事故等以外で貸出車を損傷し、若しくは滅失した場合は、被承認者の責任において現状復旧し、又は静岡トヨタ自動車株式会社に対し損害賠償しなければならない。
- 4 事故等により運転者又は同乗者自身が受けた損害について、契約自動車保険等で保障されない部分については、運転者又は同乗者が自己の責任において処理するものとし、県は責任を負わないものとする。
- 5 事故又は天災その他偶発的な原因によって生じた貸出車に積載した荷物等の汚損、破損その他の損害については、県は責任を負わないものとする。

(求償)

第 17 条 貸出車の貸出により、県が賠償責任を負った場合は、県は、被承認者に対して、次の各号に掲げる部分を除く範囲内において求償権を行使することができる。

- (1) 契約自動車保険等で補填される部分
- (2) 県の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償責任に関する部分

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、貸出車の貸出に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 8 月 30 日から施行する。

附則

- 1 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附則

- 1 この改正は、令和3年9月1日から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。